

## 平成25年度第4回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成25年12月20日(金)  
午後3時から午後4時30分まで  
場所) 宮城県庁11階 第二会議室

### ■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 李仁子委員, 市瀬智紀会長, 金東暎委員, 末松和子副会長,  
宮澤イザベル委員

### ■欠席委員

加藤亨二委員, 小関一絵委員, 藤浪竜哉委員, 古山しづ江委員

### ■事務局出席者

西村晃一経済商工観光部次長  
山崎敏幸国際経済・交流課長  
佐藤洋生国際経済・交流課副参事兼課長補佐(総括担当)  
金井奈央子国際経済・交流課課長補佐(企画・多文化共生班長)

### 【開会】

本日は, 年末の御多忙のなか平成25年度第4回宮城県多文化共生社会推進審議会に御出席いただきありがとうございます。会議に先立ちまして, 本日御出席の委員の皆様を経済商工観光部次長の西村より委嘱状を交付いたします。

お名前をお呼びいたしますので, その場でお立ちいただきたいと思ひます。

(委嘱状交付)

皆様の任期は, 本年12月1日から平成27年11月30日までの2年間となっております。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは, ただいまより平成25年度第4回宮城県多文化共生社会推進審議会を開催いたします。開催にあたりまして, 西村次長より御挨拶申し上げます。

### 【あいさつ】

次長) 皆さんこんにちは。本日は, お忙しいなか, 平成25年度第4回宮城県多文化共生社会推進審議会に御出席いただきまして, 誠にありがとうございます。また, 日頃, 多文化共生の推進に御協力賜りまして誠にありがとうございます。

ただいま, 皆様に委嘱状をお渡しさせていただきました。前任期から引き続き御就任いただき感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

皆様には, 現在, 第2期宮城県多文化共生社会推進計画について御審議いただいております。前回11月の審議会以降, 中間案について一般の方々から御意見をいただくパブリックコメントを実施し, また, 市町村や県庁内からの意見を聴取いたしました。

本日は, 委員の皆様からの意見やパブリックコメントなどでいただいた意見を反映さ

せた最終案を御審議いただくこととしております。第2期の計画では、多文化共生に関する啓発を強化するとともに、外国人の方々が地域とのつながりを深め、地域での活躍の場が広がるようなものとしたいと考えております。

多文化共生に関連する話題についてお話しさせていただきますと、新聞、テレビなどの報道で御承知の方も多いと思いますが、先月のフィリピンで発生した台風被害の支援として、仙台や気仙沼でフィリピン出身者のコミュニティが募金活動などを行っています。これらのコミュニティは東日本大震災がきっかけとなってつくられたものですが、現在は、同胞の外国人同士の活動のみならず、他の外国人の団体との連携を図ったり、あるいはラジオやフェイスブックなどによって日本人を含めた住民全体へ情報発信されていると伺っております。私事ですが、震災当時は県からの派遣で松島町へ行っておりました。地域コミュニティがしっかり根付いた地区ほど、避難所の運営が非常にうまくいっており、地域ごとの状況が如実にわかったということがございました。常日頃のコミュニティ活動の活性化が災害時にも生かされるものであると考えているところでございます。こうしたことから、外国人県民の方々が、これは日本人も同様のことで、地域の一員として幅広く活動されていくことが我々の目指しているところでございますので、このような活動が広まるよう、支援を進めてまいりたいと思っております。

結びになりますが、本日は、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私から開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会) 本審議会は、10名の委員により構成されておりますが、本日は6名に御出席をいただいておりますので、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第17条第2項に定める全委員の半数以上の御出席をいただいております。本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告します。

なお、本日は、加藤委員、小関委員、藤浪委員、古山委員が御欠席となっております。

次に、審議会の会議の公開・非公開についてでございますが、県の情報公開条例に基づき、本審議会の会議も公開することが原則となっておりますことを申し添えます。

それでは、議事に入りますが、正副会長がまた選任されておられませんので、選出をお願いしたいと存じます。会長、副会長は、条例第16条第1項の規定に基づき、委員の互選により選出するということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

金委員) 事務局案はありますか。

課長) 事務局案としては、審議会に計画の策定を諮問し、審議をいただいているところでございますので、引き続き、会長は宮城教育大学の市瀬委員に、副会長は東北大学の末松委員に御就任いただきたいと思いますと考えております。

司会) ただいま事務局案として、市瀬委員を会長に、末松委員を副会長にということでございましたが、いかがでしょうか。

金委員) よろしいと思います。(その他意見なし)

司会) それでは、会長に市瀬委員、副会長に末松委員が選出されました。市瀬委員、末松委員は会長席、副会長席に御移動をお願いいたします。

それではただいま会長に選任されました市瀬会長よりごあいさつを頂戴いたします。

市瀬会長) 本日はみぞれの中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

多文化共生条例は理念条例と称されますが、外国人県民と日本人県民との共生を推進する精神的な支えとなっているという画期的な条例というように考えています。第2期の計画においては、東日本大震災の経験を踏まえ、外国人のコミュニティの形成、外国人県民の社会参画といった外国人県民の身近なところに焦点があたっているものになっていると考えております。第2期の推進計画を支えていきたいと思っておりますので、力不足のところもあるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

司会) ありがとうございます。続きまして末松副会長より御挨拶を頂戴いたします。

末松副会長) ただいま選任されました東北大学の末松と申します。引き続き会長を支えながら事業推進のお手伝いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。私事ですが、外国人として海外に住み、学生として、社会人として、母親として、いろいろなポジションを変えながら暮らした経験があります。外国人の目で見えた地域社会ということでは何かお役に立てることがあるかもしれませんし、現在東北大学の留学生の教育支援にあたっておりますので、学生の支援、大学関係者の視点で貢献できることがあるかもしれませんのでどうぞよろしくをお願いいたします。

司会) ありがとうございます。ここからは条例17条第1項に基づきまして、会長が議長を務めるということになっておりますので、市瀬会長、よろしくお願いいたします。

## 【審議】

### 議題 第2期宮城県多文化共生社会推進計画の策定について

市瀬会長) それでは議事に入ります。

第2期宮城県多文化共生社会推進計画の最終案について、事務局から御説明をお願いいたします。

課長) 資料1～資料3に基づき説明

市瀬会長) どうもありがとうございました。パブリックコメントでは2名10件、計画の内容の修正というよりは実施の部分での示唆という部分が多いので、実施において生か

していきたいということでした。また、前回の審議会でもいただいた今までの計画に対する検証、コミュニティリーダーの育成など貴重な御意見をいただきましたので、これに対する対応が示されております。さらに、市町村などからも意見をいただいております。外国人についての対応が突出しているのではないかと、外国人と日本人の共生という主旨について誤解を生じる表現があるのではないかとという意見でした。また、資料3のチャートの修正を行い、市町村がより身近なところで支援を行うという形にしたということでした。これが最終案ということになりますので、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

末松副会長) パブリックコメントに関する質問ですが、2名10件ということですが、どういうお立場の方か、外国人から寄せられた意見もあるのかどうか教えていただければと思います。

課長) お二方ですが、県内の方で、一人は外国人、もうお一人は日本人の方です。

末松副会長) 外国人からの視点の意見も出ているということですね。ありがとうございます。

課長) パブリックコメントへの対応ですが、意見の公開の際には、この資料のような形で公表する予定であることについて、追加で説明させていただきます。

金委員) 現在、国際関係が厳しい状況、近隣の中国、韓国との関係が厳しい状況のなかで、知っている人は知っているのですが、多文化共生の推進計画がもっと一般の県民に伝わるよう、県の広報の優先順位もあると思いますが、計画の具体的な内容について、何かしらの広報を来年度実施していただければと思います。

課長) 今、金委員から御意見をいただきましたが、多文化共生社会推進計画案について議会の議決を経たのち、県政だよりに掲載できるように調整したいと考えております。条例の制定は都道府県で2県しかありませんので、多文化共生についていかにアピールしていくか、発信していくかということだと思います。まずは県政だよりを媒体の1つとして考えています。

市瀬会長) 末松副会長から、前回第1期計画の総括が足りないという御意見をいただき、加筆修正をいただきましたが、いかがでしょうか。

末松副会長) よろしいかと思っております。

市瀬会長) 第1期計画にも外国人のコミュニティリーダーについて出てまいります。第

2期におけるコミュニティリーダーの推進については前回の審議会でも議論になりました。第2期において、コミュニティリーダーの育成についてどのような展望があるのか事務局から情報提供いただければと思います。

課長) 前回、李委員からも御意見をいただきました。言葉としては存在していますが、まだ漠としたものなので、育成については、講習会の開催などを行い、これは仙台だけでなく他の地域でもできればと考えていますが、県国際化協会と話しながら、これまでの取組も含めて改めて整理しながら進めていきたいと思っています。制度設計上、将来的にはそうなるといいのかもしれませんが、必ずしも行政の役割をお願いするということを目指すところまでは考えていません。今現在もリーダー的な方がいらっしゃるかと思いますが、講習会などを実施しながら、リーダーを目指す方にチャンスを与えるというような形でロングバージョンになるかもしれませんが進めていきたいと思っています。県国際化協会と連携し、また地域で活躍されている国際交流協会やNPOの方々の協力もいただき、連絡会議などを活用しながら模索していきたいと思っています。また、委員の皆様にも、今後御意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

末松副会長) 資料2のパブリックコメントの意見で、外国人特有の問題に明るいスタッフがいないということから、ソーシャルワーカーの育成を行ったかどうかという提案がありますが、これとコミュニティリーダーが結びついてくるのかどうかをお聞きしたいと思っています。

課長) 双方の役割についてすべてが重なるということではなく、ソーシャルワーカーは、より深い専門性を問われるものだと思います。現在でも、県国際化協会や仙台国際交流協会の事業においては、専門家が幅広く多様な実績を積みながら携わっています。県ではみやぎ外国人相談センターについてなど、県政だよりでの広報を行っていますが、日頃から広報媒体を意識するということもなく、これを見ていない人が自分のところには情報が来ないと考え、必要な時にすぐに相談先がわからない、ということになることもあるかと思っています。専門家への相談については、職員、地域のお世話役、民生児童委員や学校の先生などが、相談を必要としている人に対して、ここに行ったらいいよということを示してくれるような環境をいかに作るかということが、第2期計画で我々がとりくまなければならないことだと考えています。現在ある資源をいかに有用に使えるような状態に持っていくかということが第一なのではということで、資料2に記載のような対応とさせていただきたいと考えております。

宮澤委員) 資料3の38ページの図についてですが、県国際化協会は、直接外国人に関する役割が減少するというようになっています。これまで県国際化協会が県の中心のところで予算をかけて、それぞれの市町村にいる外国人に声がけし、外国籍県民大学などの勉強会を行っており、これによって外国人同士の連携の意識が高まる。それはすばら

しい事業だと思いました。NPOや市町村でやるとなかなか予算がないということと、リーダーや世話役になりそうな外国人には必要なノウハウの学習機会が届かないのが心配だと思いました。市町村の日本語教室を支援するために、市町村の予算を使うということは、県の支援がなければ難しいかもしれません。市町村は外国人に対する直接的な活動はできるかもしれませんが、県国際化協会が行っている大きいビジョンでの県内のいろいろな所にいる外国人に対する働きかけは続けてほしいと思いました。

課長) 県国際化協会の取組が減少するというのではなく、身近な市町村の力を足していくということで、相対的に県国際化協会の力が小さくなるということなので、県国際化協会のやっている事業がぐっと減るということではありません。県国際化協会は県国際化協会です。市町村も力を付けていただくことを目標としています。そうでないと、県国際化協会がワントップとなり、全てが県国際化協会によるものになってしまうということと、取組に広がりがなくなるということで、県国際化協会がサポートに回れるような環境づくりを目指そうということです。そのように御理解いただければと思います。県については、もっと予算があればよいのですが、今後も記載の矢印の大きさに見合うような取組の充実を図って参りたいと思います。

市瀬会長) 大変重要な御意見ありがとうございました。県国際化協会の外国人に対する直接的な支援が減ると困るという御意見でした。より身近な市町村による支援が促進されるように、県国際化協会や県、教育機関、事業者が連携するということだと思います。

阿部委員) 資料3の38ページの5年後に目指す形についての確認なのですが、県国際化協会の中途半端な矢印が気になりました。下に書いてある、将来的に云々というところを読むと、むしろ県国際化協会からの上向きの矢印は、この大きな円の一つ下であって全体をサポートするというイメージではと感じました。

課長) 宮澤委員に御説明したことに関連するのですが、県国際化協会の取組が全くなくなるということではなく、相対的な関わりが小さくなるということで、これは、各地域の特色を生かした形の支援が地域における共生であるということが究極と考えると、矢印が小さくなっていきます。現在の形と違うのは、連携を下から支えるという形で各関係機関を支援していくということにしているところです。これは、外枠が充実することにより、外国人県民の方の安心度が増していくという形をイメージしております。将来的には県国際化協会が縁の下の力持ちとなるということが、イコール地域を支えているということとなると考えています。できるだけ市町村が一番先頭になって、安心できる環境ができればと思います。

阿部委員) 只今の課長のお話はそのとおりだと思います。この図から見たイメージが下の枠内の文章からすると、最終的には県国際化協会が支えるということを図で描くとすれ

ば、この輪全体を下から支えるというイメージになるように読みましたということでした。

宮澤委員) 身近な市町村が、直接外国人の支援に取り組むということが出来ればよいのですが、経験とノウハウが少ないということがあります。こんな種類の問題もありますというような、県国際化協会の受けている相談や他の機関で受けている相談のデータベースがあれば、後でそれを市町村に渡し活用してもらうなど、少しずつデータベースとして蓄積すれば市町村でも対応が実現可能になるかと思いました。

市瀬会長) この図というのは、以前に連絡会議で見ていただいた後で出たものになっています。県国際化協会の活動が議論になっていますが、県国際化協会の事業編成にも影響することだと思いますが、そのあたりの確認は取れていますでしょうか。

課長) 県国際化協会と話をしています。表記の仕方もあるのかもしれませんが、作っている過程では相談しております。現在の計画で、県国際化協会の役割として位置づけることとしている多文化共生センターが仮称となっていますが、現在は、実績としてセンターとしての位置づけを既に担っていますので、この部分はより今後も強く出ていくと思います。

市瀬会長) 内容が煮詰まって参りましたが、そのほかいかがでしょうか。

金委員) コミュニティリーダーについての話に戻りますが、多文化共生では、やはりこの問題は不可欠であると思います。今現在、コミュニティリーダー的な方はいらっしゃると思いますが、ネットワークが作られていなかったり、同じ国の集団でも、そのグループに合わない人など、現実的にはいろいろな問題があります。コミュニティリーダーについて、この計画の下で何かしら具体的な形にできないものかと思えます。例えば、県国際化協会が既に専門の相談業務を行っていますが、各市町村で、10年ぐらい住んでいる外国人の方であれば役所の手続などもわかっていると思うので、そのような方を中心に、自分の母国語で仲間に説明できるようなカリキュラムを、市町村や県国際化協会とで作って養成を行い、そのカリキュラムを修了したことによってリーダーとすることなどはどうかと思います。また、地域の役所を通じてそういう人達のネットワークが繋がっていくのではないかと思います。自発的にやりたい人などを巻き込んでいければよいのではないかと思います。ぜひそのようなことを具体的な形にしていいただければと思います。

市瀬会長) ありがとうございました。コミュニティリーダーの性格付けについてのコメントでした。

李委員) 最終案として調整し、最後のメ切に間に合わせたということで、見させていただきました。私は、さきほどのリーダーという言葉を各地域の世話役と申し上げました。

38ページの図に関連してですが、県国際化協会の事業では、確かに様々な外国人がお世話になったり、リーダー育成のプログラムに参加したりということですが、具体的に調査したわけではありませんが、県国際化協会は仙台市にあるので、アクセスできて恩恵を被っている外国人はごくわずか、全体の本当に一握りにもならないような人達であると思います。この審議会の役割は、市町村のなかで外国人の生活を支えられるかということにより長期的なまなざしで考えていくことであると思います。やはりトップが一つだけということになると、アクセスも難しい部分もありますし、様々な立場から自分達の色合いを出しにくいというふうに思います。市町村のなかで10年も20年も暮らしていると、外国人のおおよその姿もだんだんわかってきて、生活やどのような支援が必要かということが、中央にいる方々よりも感覚的にわかっていくこともあると思います。資料3の38ページの5年後の図にあるようなものが実現できれば、市町村において独自に多文化共生のための取組を行ったり、世話役、リーダーでもよいですが、そのような人達についての選定や希望を県に伝えるということではなく、市町村のなかで自然にできるようになればよいと思います。忘れてはいけないのは、確かに県国際化協会はとても大事な仕事をしていますが、もしかしたら一番困っている人には見えないことかもしれませんし、目標は、より広くたくさんの外国人、あるいは外国人とともに生きている日本人が、その機関を利用できるようにすることであると思います。個人的には今までいろいろな話し合いをさせていただきながら、最終案をここまで作られた皆様には感謝したいと思います。

市瀬会長) どうもありがとうございました。李委員の意見を聞いて、ひらめいたものがあったのですが、この図ですと矢印が市町村を強化するというものになっていますが、市町村も身近な外国人の実情を吸い上げることにより、逆向きの矢印で相互作用で考えていくべき部分もあるのではないかと考えたところです。

それではまもなく終了の時刻となりますが、他にいかがでしょうか。なければその他としまして事務局からお願いいたします。

#### 【その他】

課長) 資料1に今後のスケジュールの記載がございますが、改めて今後のスケジュールについて御説明させていただきます。本日12月20日に第4回目の審議会を開催し、御審議をいただきましたが、会長から県へ1月の中旬をめどに答申いただくということで考えております。その後、県庁内での会議、2月議会の議決を経た後、3月の下旬に公表ということになります。なお、今回新たな任期をお務めいただくということになりましたが、25年度の事業の審議について、6月下旬頃にお問い合わせする予定としておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。



市瀬会長) ただいまの説明についての御質問がない場合は、議事を終了し、事務局にお返しいたします。

**【閉会】**

司会) 本日は御審議いただきましてどうもありがとうございました。本日は、李委員が若干遅れていらっしゃいましたので、西村次長から委嘱状をお渡しいたします。(李委員へ委嘱状交付)

以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了させていただきます。本日は大変お忙しいなか誠にありがとうございました。